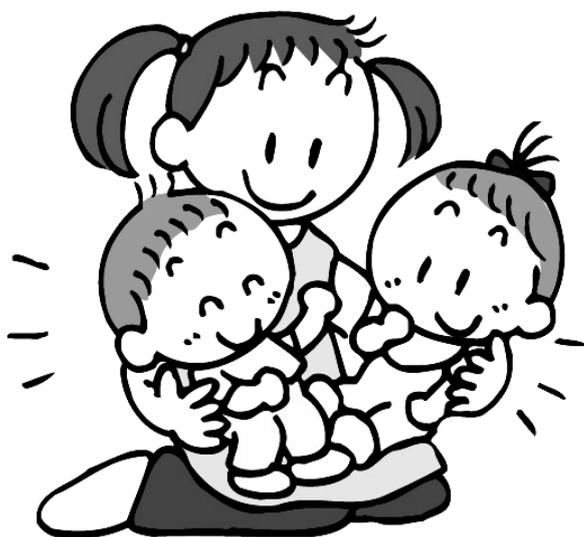




保育ママ制度 ご利用案内

赤ちゃんは、家庭において家族の愛情の中で育てられることが大切です。

保育ママ制度は、仕事などで日中家庭での養育が困難なお子さんを、保護者に代わって家庭的な環境でお預かりします。



問い合わせ・申込み先

江戸川区子ども家庭部保育課保育ママ係

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

☎ **03-5662-0072**

保育ママ紹介動画
えどがわ区民ニュース



保育ママ制度とは

子どもたちは、豊かな愛情の中で育まれることがとても大切です。とりわけ、人間形成上大切な乳児期は、家族の温もりとスキンシップが欠かせないものです。そのため江戸川区では、赤ちゃんが安心して成長できる家庭保育を大切にしております。

保育ママ制度は、保護者の方が働いていたり、病気などで家庭での養育が困難な場合、保育ママが保護者に代わって、家庭的な環境の中で愛情深く保育するものです。

保育は、区の認定を受けた保育ママが、保育ママの自宅で行います。

※ 昭和44年から続いている江戸川区独自の制度です。



保育ママってどんな人？

- 25歳以上、65歳までの女性（定年延長あり）
- 子育ての経験があるか、保育士、幼稚園教諭などの資格を有している
- 区の定める研修（150時間程度）を満了して「保育ママ」の認定を受けている
- 愛情深く、子育てに熱意をもっている
- 9.9㎡（6畳）以上の保育室を用意できる家庭

※ 保育ママの豊かな育児経験の他、区が行う研修、巡回指導などにより、常に保育の向上を目指しています。

預かれる赤ちゃん

- 生後9週（57日）目から1歳未満（4月1日が基準日）
- 健康であること



申し込みに必要な要件

- 保護者の就労（内定含む）
※ただし実働5時間以上、週4日（月16日）以上
- 傷病による入院・自宅療養等
- 就学
- 介護・看護
※同居している病気の方や障がい者を常時介護・看護している
- 求職中
※ただし求職活動の期限は1ヶ月とする
- 妊娠・出産（出産予定月とその前後2ヶ月の計5ヶ月）

保育時間

- 基本時間 8:30 ~ 17:00
- 時間外保育 7:30 ~ 8:30 17:00 ~ 18:00
(18:00 ~ 19:00)

※ 保育時間は、勤務時間+通勤時間です。時間外保育については申込時にご相談ください。

保護者負担の保育費用

- 基本保育料 月額 14,000円 (★第二子以降は無償)
- 雑費 月額 3,000円 (光熱水費・消耗品など)
- 時間外保育料 一時間 400円 (18:00~19:00 @800円)

(非課税世帯の方は、申請により基本保育料・時間外保育料が返還されます。)

※ 令和5年10月より粉ミルクと離乳食の給食(3回食以降の昼食)を提供します。

※ おやつ・オムツ・着替え等は持ち込みになります。

※ 保育に使用するベビーカーや布団等の保育用品は江戸川区が用意しています。

★ 第二子以降無償とは…同一世帯に兄弟がいる場合は、基本保育料がかかりません。

保育する日

- 次にあげる「お休みの日」を除く毎日です。

※ ただし、保護者のお仕事がお休みの日は、お子さんとのきずなを深めるために、ご家庭での保育をお願いします。

《お休みの日》

- 日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)
- 保育ママが年次休暇をとる時(年間12日)

※ 保育ママの年次休暇は特定された日ではありません。保育ママが事前に申し出ましたら話し合い、「休暇連絡表」にサイン(捺印)をして承認してください。
なお、健康診断・研修や慶弔で受託できないことがあります。

代替保育

保育ママが慶弔、病気、健康診断や研修等で保育できない時に、保護者の方の都合がつかない場合、区が一時的に他の保育ママをご紹介します。

なお、代替保育料は区が負担します。ただし、時間外保育料は保護者負担となります。

※上記の理由でも、状況によっては代替保育ができない場合があります。

保育ママ制度ご利用の流れ

ご案内

保育ママ制度の説明
保育ママ制度をご理解頂いた上で申込書類等をお渡しします。

委託希望日(慣れるまでの保育の開始日)1ヶ月前までに必要書類を提出してください。

※ただし、4月の利用については、申し込み受付期間が通常時と異なりますのでご注意ください。
○詳細については、お問い合わせください。

書類提出

受託基準の確認等

- 勤務日数が週4日以上で、1日の実働時間が5時間以上
- 自営業等をご相談ください。
- 内職の場合は利用できません。

書類審査

保育ママの紹介

保育ママの紹介

住居や通勤経路、通勤方法などを参考に、保育ママを電話でご紹介します。

※地域・時期・保育状況によって紹介先が見つからない場合があります。

面接(保育ママ宅)

保育ママとの面接で、お子さんの様子や保育内容等を詳しく話し合ってください。

面接

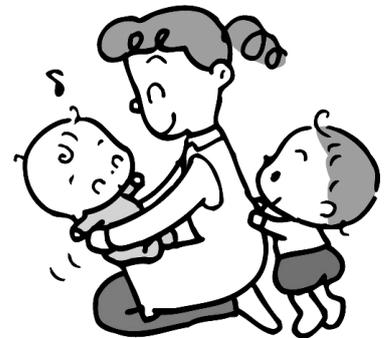
契約

お子さんの生活リズムの確認、慣れるまでの保育を経てから、実際の契約時間でのお預かり開始となります。

※通常は書類を提出してからここまで、1ヶ月程度かかります。

利用開始

(慣れるまでの保育開始)



申し込みに必要な書類



1. 保育ママ乳児委託申込書
 2. ①～⑤のいずれかの書類
※祖父母が60歳未満で、同居または近隣に住んでいる場合は、保護者と同様の書類が必要です。
 - ① お勤めの方は、「就労証明書」
※ 就労日数・就労時間等が不規則な場合は、直近3ヶ月分のシフト表・勤務表等を添付してください。
 - ② 自営などの方は、「就労証明書」と確定申告書の写しまたは営業許可書等の写し
 - ③ 入院・自宅療養中の方は、診断書または証明書等 ※保育が困難である旨の記載
 - ④ 在学中の方は、在学証明書と時間割（入学予定の方は、合格証と時間割等）
 - ⑤ 介護・看護の方は、「介護・看護状況報告書」と介護・看護を受けている方の診断書・障害者手帳・ケアプラン等
 - ⑥ 求職活動中の方は、「求職活動申出書」
 - ⑦ 産休要件の方は出産予定日の確認が出来る「親子健康手帳（母子健康手帳）」
 3. お子さんの「親子健康手帳（母子健康手帳）」。健康状態によっては、医師の「診断書」。
（お子さんの健康状態について、区が江戸川区医師会の指定する医師に相談する場合があります。）
- 注）必要書類は、委託希望日の1ヶ月前までに提出してください。（郵送では受付していません）
※ ただし、4月の利用については、申し込み受付期間が通常時と異なりますのでご注意ください。
詳細については、お問い合わせください。

保育ママの紹介

1. 書類審査の結果、保育を要するご家庭には、住居や通勤経路などを参考に、電話で保育ママをご紹介します。
2. 地域、時期、委託条件によっては、ご希望通りに紹介できないこともあります。その際も電話でご連絡しますので、あらかじめご了承ください。
3. 保育ママの指定、予約はできません。
4. 認可保育園等の保育料を滞納している場合は、保育ママを紹介できないことがあります。

保育ママとの面接

1. 紹介を受けた日から2日以内に保育ママ宅へ電話をして、面接の日時を決めてください。
2. 面接時に必要なものを保育ママに確認後、ご家族で面接に臨んでください。
3. 赤ちゃんの育児状況、預ける時間、慣れるまでの保育、保育料など詳しく話し合ってください。



契約の成立

1. 話し合いが整いましたら、保護者と保育ママの間で、契約を結びます。
2. 契約書は、正本2通、副本1通を作成し、正本1通を手元に保管してください。
※ 契約書裏面の内容を、必ずお読みください。

その他

1. シフト勤務の方は、あらかじめ、勤務状況がわかるシフト表を保育ママにご提出ください。
2. 毎月「受託児出席表」を保育ママと確認して、印鑑またはサインをお願いします。
3. ご家庭の状況（住所、勤務先、連絡先、家族構成等）に変更があったときは、その都度、保育ママ係へ必ず連絡してください。
4. 保育ママとの契約を解除することになった場合は、保育ママ係へ連絡してください。
5. 保育中のお子さんのケガに備えて、江戸川区は傷害保険に加入しています。

【 保護者の方へお願い 】

保育ママ制度は、保育ママとその家族の理解によって行われています。
気持ち良い人間関係が保てるよう、ルールとマナーを守りながら、共に子育てをしましょう。

預ける時まで

母乳で育てている方は、哺乳ビン等から母乳やミルクを飲めるようにしてください。哺乳ビン等が使えない場合は受託をお断りする場合があります。

また、保育ママ宅では乳児のあおむけ寝を行っています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防にもなりますので、ご自宅でもあおむけ寝を習慣づけてください。

預け初めの保育（慣れるまでの保育）

お子さんが新しい環境に慣れるためには、短時間保育の期間（1週間程度）が必要です。この時期は、保育ママや既にお預かりしているお子さんが、新しく迎えるお子さんに慣れるためにも大切です。

預けてから・・・



《保育要件確認書類の提出》

利用開始後に再度、保育要件確認書類（就労証明書等）を提出していただきます。

《病気になったとき》

赤ちゃんの体調は急激に変化することがあります。日々の体調を、保育ママと確実に連絡しあいましょう。

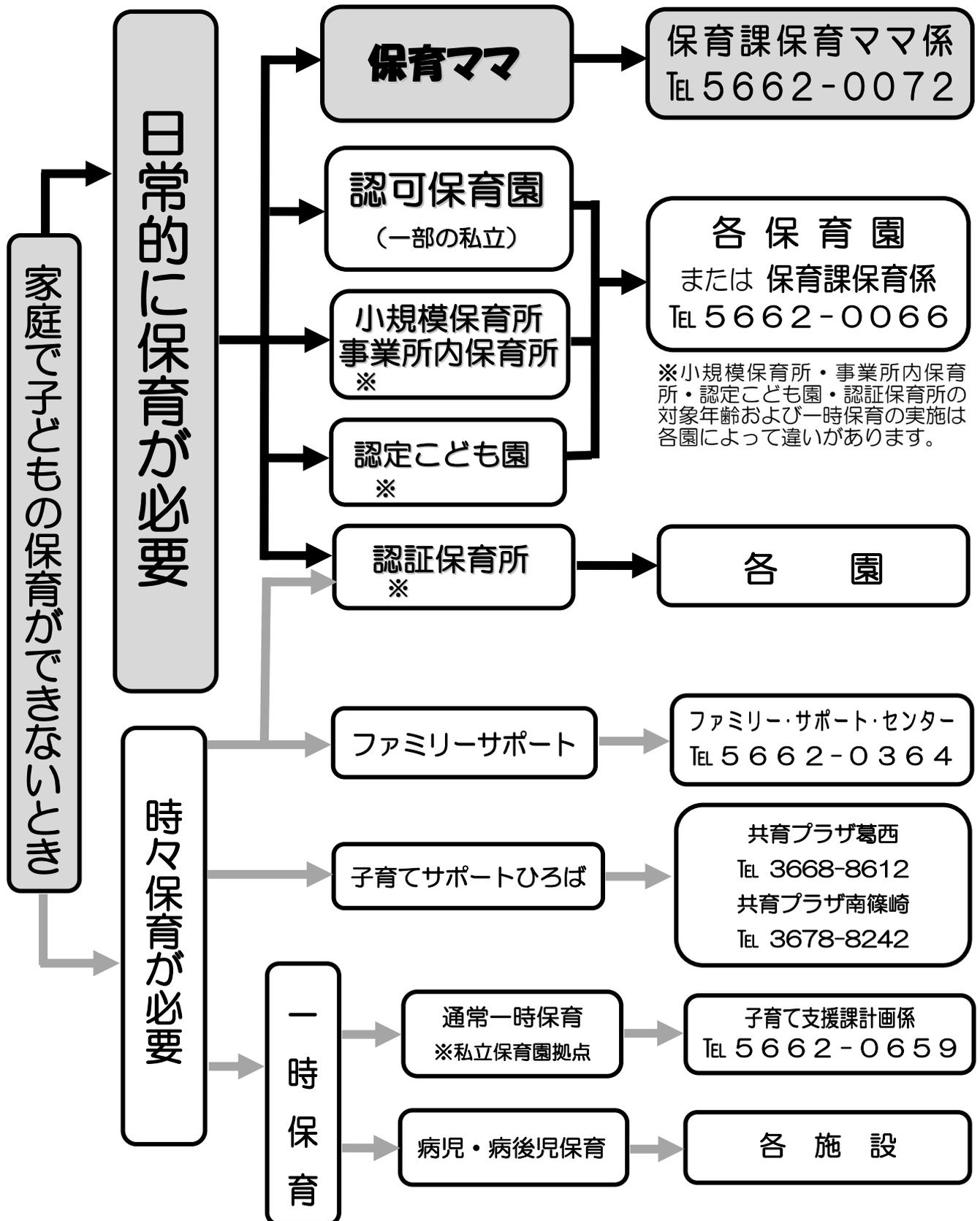
また、赤ちゃんは抵抗力が弱いため、感染症等にかかった時は、本人はもちろん他のお子さんのためにも、治るまでは自宅で過ごすようにしてください。



《虐待等への対応》

保護者に不適切な養育等が疑われる場合は、関係機関に通報することがあります。

江戸川区の0歳児保育サービス



※認可外保育施設については、東京都のホームページに施設一覧が掲載されています。

このパンフレットを、面接時にお持ちください。

MEMO

